

行政仲裁センター山口利用審査委員会設置要綱

平成24年10月16日制定

(設置)

第1条 この要綱は、山口県弁護士会の設置する行政仲裁センター山口（以下「センター」という。）の利用に関し、利用に係る案件の適正さについて審査等するための行政仲裁センター山口利用審査委員会（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 市と市民との紛争につき、当該案件がセンターを利用すべきものであるかの審査に関する事項
- (2) センターの利用と訴訟の提起との選択に関する事項
- (3) センターの利用に当たり、弁護士を代理人とするときの報酬（以下「弁護士報酬」という。）の算定に関する事項
- (4) 弁護士報酬の基準に関する事項
- (5) その他センターの利用に当たり必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、副市長及び別表に掲げる職員で組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じ招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に紛争に係る事務又は事業を所管する課の長その他の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部行政管理課において処理するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

総務部長

総合政策部長

文化スポーツ観光交流部長

生活環境部長

福祉部長

保健子ども部長

産業振興部長

土木都市建設部長

教育部長

議会事務局長

消防長

上下水道局次長